

協議事項	水道事業の取扱い(2)	関係項目	下水道(農業集落排水、合併処理浄化槽含む)事業
調整の内容	1. 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4. 農業集落排水事業等に係る受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5. 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金については合併後3年から5年を目途として調整を図る。 6. 水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。		

説明資料					
区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
下水道事業 計画	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積: 614ha 計画処理人口: 15,065人 事業期間: H3~H36 (認可計画) 認可面積: 214ha 認可人口: 7,093人 認可期間: H17	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積: 90ha 計画処理人口: 2,000人 事業期間: H10~H21 (認可計画) 認可面積: 90ha 認可人口: 2,000人 認可期間: H21	公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積: 252ha 計画処理人口: 4,200人 事業期間: H2~H22 (認可計画) 認可面積: 176ha 認可人口: 3,070人 認可期間: H17	特定環境保全公共下水道事業 (全体計画) 計画処理面積: 93ha 計画処理人口: 2,500人 事業期間: H10~H19 (認可計画) 認可面積: 93ha 認可人口: 2,500人 認可期間: H19	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
受益者 負担金	金額: 430円/m ² 賦課対象: 土地 徴収: 分割納付5年 一括納付可能 納期限 第1期: 6月末日 第2期: 8月末日 第3期: 10月末日 第4期: 12月25日 一括納付報奨金6% 減免: 基準有り	未供用 負担金なし(予定)	金額: 340円/m ² 賦課対象: 土地又は家屋 徴収: 分割納付5年 一括納付可能 納期限 第1期: 6月末日 第2期: 8月末日 第3期: 10月末日 第4期: 1月末日 一括納付報奨金5% 減免: 基準有り	金額: 100,000円/戸 賦課対象: 家屋・事業所 徴収: 分割1年~3年 一括納付可能 納期限 年1回: 6月末日	現行のとおり、新市 に引き継ぐ。 合併後認可を受ける 負担区に関しては新 市において調整を図 る。

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
下水道 使用料	基本料金 10 m ³ まで1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ~30 m ³ 140 円 31 m ³ ~50 m ³ 150 円 51 m ³ ~100 m ³ 170 円 101 m ³ 以上 190 円	未供用	基本料金 10 m ³ まで1,200 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ~20 m ³ 140 円 21 m ³ ~50 m ³ 145 円 51 m ³ ~100 m ³ 160 円 101 m ³ 以上 180 円	基本料金 10 m ³ まで1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ~20 m ³ 140 円 21 m ³ ~30 m ³ 150 円 31 m ³ ~40 m ³ 160 円 41 m ³ ~50 m ³ 170 円 51 m ³ 以上 180 円	料金形態及び単価については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、3年から5年を目途として段階的に統一を図る。
農業集落排水施設整備	農業集落排水事業 計画処理区：6 処理区 計画人口：4,760 人 事業期間：H8～H36	農業集落排水事業 計画処理区：11 処理区 計画人口：4,866 人 事業期間：S58～H20	農業集落排水事業 計画処理区：2 処理区 計画人口：2,402 人 事業期間：H8～H16	農業集落排水事業 計画処理区：1 処理区 計画人口：240 人 事業期間：H13～H15	現行のとおり新市に引き継ぐ。
受益者 分担金	金額：事業費(地方負担額)の3/100 (上限250,000円) 坊沢地区終了後決定。	賦課していない。	金額：200,000円/戸 賦課対象：家屋・事業所 徴収：分割納付5年一括納付可能 納期限 第1期：6月末日 第2期：8月末日 第3期：10月末日 第4期：1月末日 一括納付報奨金：5%	金額：100,000円/戸 賦課対象：家屋・事業所 徴収：分割1年～3年一括納付可能 納期限 年1回：6月末日 一括納付報奨金：なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
農業集落排水施設使用料	基本料金：一般家庭 1,320 円 営業用 2,040 円 公共施設 2,040 円 集会施設 2,040 円 人員割：490 円/人 一般家庭：世帯員数 営業用：換算処理人員による 公共施設：" 集会施設：なし 消費税は内税 毎年4月1日を基準日	基本料金：一般家庭 1,600 円 営業用 1,600 円 公共施設 1,600 円 集会施設 1,600 円 人員割：(水洗有)260 円/人 (水洗無)240 円/人 一般家庭：世帯員数 営業用：100 円/m ³ 公共施設：定額 集会施設：なし 消費税は外税 毎年4月1日を基準日	基本料金：一般家庭 1,200 円 営業用 1,200 円 公共施設 1,200 円 集会施設 1,200 円 人員割：400 円/人 一般家庭：世帯員数 営業用：従業員数の1/2 公共施設：在籍人数 集会施設：なし 消費税は外税 一般家庭は毎月1日、それ以外は 毎年4月1日を基準日	基本料金 10 m ³ まで1,300 円 超過料金 (m ³ 当り) 11 m ³ ~20 m ³ 140 円 21 m ³ ~30 m ³ 150 円 31 m ³ ~40 m ³ 160 円 41 m ³ ~50 m ³ 170 円 51 m ³ 以上 180 円	使用料については、差異があるので現行のとおりとし、合併後3年から5年を目途として段階的に調整を図る。
合併処理浄化槽設置事業	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付(個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ1/3を負担) 補助基準 嵩上げ分 5人槽：375,000 円・なし 7人槽：438,000 円・なし 10人槽：555,000 円・なし	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付(個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ1/3を負担) 補助基準 嵩上げ分 5人槽：375,000 円・145,000 円 7人槽：438,000 円・258,000 円 10人槽：555,000 円・485,000 円	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付(個人設置個人管理) 【補助限度額】(国・県・町それぞれ1/3を負担) 補助基準 嵩上げ分 5人槽：375,000 円・62,000 円 7人槽：438,000 円・73,000 円 10人槽：555,000 円・92,000 円	浄化槽市町村整備推進事業 (町設置,町管理)	現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金については合併後3年から5年を目途として調整を図る。

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
合併処理浄 化槽負担 金・使用料	なし	なし	なし	使用料：一律2,560円（税抜） 負担金：100,000円 フロア・電気料：個人負担 保守点検：町	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
水洗便所改 造資金助成 制度	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯及びそれに準ずる世帯 <p>【助成の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改造費の40%以内で、限度額24万円（改造費対象額は福祉事務所と協議） 	なし	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯及びそれに準ずる世帯 町民税非課税世帯で公示の日より3年以内に工事を行う者 <p>【助成の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯は扶助費の中で措置される金額並びに国の補助金の残分 	なし	森吉町の住民税非課税世帯への助成を廃止し、鷹巣町の例により合併時に統合する。